

〔日本歲時記三月〕三日 雛遊今良賤女製紙偶人是稱離玩之者元贋物之義而乃祓具也或名母乎

〔日本歲時記三月〕三日 今日めのわらはのたはぶれ事にひるなあそびとてちいさき人形をもてあそぶ事ありひるなあそびの事は源氏物語などにも見え侍ればいにじへより有し事なり又源氏に十にあまりぬる人はひるなあそびはいみはべるものとあれば十よりうちにてする事ならし又這子とてふとき人形に衣服をぬふてさせ帶などさせてこれをもてあそぶ事あり源氏にも見えたるあまがつは此事なるべし

〔倭訓栞前編二十五〕ひ、なあそび、齋宮女御集、源氏物語、枕草紙などに見えたり雛遊の義也、雛は小形をいふひな形などいふが如しよて人勝をもひ、なと呼り源氏に元朝にも野分の朝にも覩し事見えたれば昔は平生の事たりしにや、ひ、なあはせといふ事、中務家集に見えひなやしろは齋宮女御集にみえたり、上巳の雛遊はもと贋物の義也といへり源氏の君須磨に左遷の時、三月巳の日陰陽師を召て祓へさせ給ひことなく人形を舟に載て流す事、彼物語に見えたり、一説に幸神祭の義なるべしといへり

〔秋苑日涉六〕民間歲節上 三月三日○中 是日家有女兒必陳人勝○中 謂之雛會○中 近世衣之以繡績飾之以金珠、一對價或至五六十金、比者嚴禁其淫靡者雖領歸質要非復古制也

〔名物六帖〕偶勝財三ヒナ武平一景龍文館記中宗正月七日御清暉人勝閣、登高遇雪因賜金綵人勝令學士賦詩

〔荆楚歲時記〕正月七日爲人日、以七種菜爲羹、翦綵爲人、或鏤金簿爲人、以貼屏風亦戴之頭髮、又造華勝以相遺、登高賦詩

○按ズルニ康熙字典ニ引ク所ノ荆楚歲時記ニハ、或鏤金簿爲人ノ人字ヲ人勝ノ二字ニ作リ、勝ハ婦人首飾ナリ下解セリ